**平成２２年（フ）第４６８号**
大阪府柏原市玉手町25番71号
債務者　柴野　由佳
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第５０３号**
堺市東区西野361番地１　北野田マンション巽Ａ―104号
債務者　関西フォトグラフこと　柳本　桂司
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第８号**
広島県庄原市東城町福代184番地５、前住所広島県庄原市東城町川西541番地１
債務者　横内　直美（旧姓林・田村）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
広島地方裁判所三次支部

**平成２１年（フ）第３２７１号**
福岡市中央区六本松４丁目９番３号
債務者　久冨　豊彦
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第６２３号**
奈良市二名１丁目2303番地の１
債務者　小林　伸也
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月20日まで
奈良地方裁判所

**平成２２年（フ）第１５７号**
新潟市東区秋葉通２丁目3722番地238　秋葉通住宅中耐Ｇ棟第0201号、前住所新潟市東区新石山１丁目７番地２　ハイツ黒井307号
債務者　宮崎　　勝
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１３号**
新潟県上越市五智３丁目13番１―109号　雇用促進住宅五智宿舎１号棟109号
債務者　清水　浩行
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２２年（フ）第１６号**
新潟県上越市吉川区原之町1397番地
債務者　星野　光雄
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２２年（フ）第１７号**
新潟県上越市吉川区原之町1397番地
債務者　星野美智子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２２年（フ）第２５号**
新潟県妙高市大字巻淵74番地
債務者　多田　順子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２２年（フ）第７１号**
金沢市中橋町３番12号　ハイツ中橋205号室、従前の住所金沢市窪２丁目153番地、従前々の住所金沢市平和町２丁目３番８号　県営住宅８棟202号
債務者　月間　久子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
金沢地方裁判所

**平成２２年（フ）第８５号**
金沢市高尾南２丁目36番地１、従前の住所金沢市鳴和台345番地
債務者　紙谷　葉子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
金沢地方裁判所

**平成２２年（フ）第１０７号**
石川県石川郡野々市町字二日市町613番地の３　県営14―304、従前の住所金沢市八日市出町93番地
債務者　西脇　直美
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
金沢地方裁判所

**平成２２年（フ）第１０８号**
石川県石川郡野々市町上林４丁目308番地ブライトン14　202号室、従前の住所金沢市米泉町８丁目140番地１
債務者　山下　昭治
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
金沢地方裁判所

**平成２２年（フ）第１１６号**
金沢市寺町３丁目６番８号　レオパレス寺町102号室、従前の住所金沢市西念２丁目25番８号
債務者　西村　輝雄
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第２０５３号**
愛知県尾張旭市西山町１丁目３番地15
債務者　黒田　充子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第５９１号**
名古屋市西区庄内通４丁目14番地　レボード庄内602号
債務者　長倉　史子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部